（満三歳以上限定小規模保育を行う特定地域型保育事業者の確認に関する準備行為等）

第六条　第八条の規定による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新子ども・子育て支援法」という。）第七条第七項第二号に規定する満三歳以上限定小規模保育（第三項において「満三歳以上限定小規模保育」という。）について新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の確認を受けようとする者は、第三号施行日前においても、新子ども・子育て支援法第四十三条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　市町村長は、前項の規定により確認の申請があった場合には、第三号施行日前においても、新子ども・子育て支援法第四十三条第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定の例により、利用定員を定め、当該確認をすることができる。この場合において、当該確認は、第三号施行日以後は、新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の確認とみなす。

3　満三歳以上限定小規模保育に係る新子ども・子育て支援法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、第三号施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に満三歳以上限定小規模保育に係る同条第二項の条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、満三歳以上限定小規模保育に係る同条第二項の条例で定められた基準とみなす。

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　附則第五条第二項の規定により登録を受けた者が第四号施行日の前日までに当該登録に係る一時保護を行う施設の管理者の業務又は当該施設における一時保護の業務に従事させることを決定していた者であって、第四号施行日以後にこれらの業務に従事させるものは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第四条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項に規定する施行時現職者とみなす。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第八条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の四第一項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正）

第九条　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第四十三条第二項」を「第四十三条第四項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の三の項を次のように改める。

五の三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（別表第四の四の三の項において「認定地方公共団体」という。）又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号。以下この項、別表第四の四の三の項及び別表第五の三の項において「令和七年改正法」という。）附則第十条の四の規定による改正前の児童福祉法（別表第四の四の三の項において「旧児童福祉法」という。）第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童福祉法による同法第十八条の二十八第一項の登録又は令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた準用旧児童福祉法（別表第三の七の三の項、別表第四の四の三の項及び別表第五の三の項において「準用旧児童福祉法」という。）第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の三の項を次のように改める。

七の三　認定地方公共団体又は特区地方公共団体である都道府県の知事	児童福祉法による同法第十八条の二十八第一項の登録又は令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた準用旧児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の四の三の項を次のように改める。

四の三　認定地方公共団体又は特区地方公共団体である都道府県の知事	児童福祉法による同法第十八条の二十八第一項の登録又は令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた準用旧児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第八号の三を次のように改める。

八の三　児童福祉法による同法第十八条の二十八第一項の登録又は令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた準用旧児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童福祉法による地域限定保育士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

第十一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表八の項の次に次のように加える。

八の二　児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の長	児童福祉法による地域限定保育士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表百三十の二の項を削り、同表に次のように加える。

百三十七　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十四条に規定する特区地方公共団体の長	児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十二条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（児童福祉法等の特例）」を付する。

第十二条の五を削る。

第十三条第一項中「別表の一の五の項」を「別表の一の四の項」に改める。

別表中一の四の項を削り、一の五の項を一の四の項とする。

第十三条　国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十二条の四を削る。

第十三条第一項中「別表の一の四の項」を「別表の一の三の項」に改める。

別表中一の三の項を削り、一の四の項を一の三の項とする。

（国家戦略特別区域限定保育士試験の実施に関する経過措置）

第十四条　附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（以下この条及び次条第一項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域を管轄する都道府県（同条第十二項に規定する場合にあっては、同項に規定する試験実施指